反社会的勢力調査・対策

反社会的勢力調査・対策は、探偵ＴeＲにお任せください

平成２２年４月１日、全国で初めて暴力団対策の条例が福岡県で施行された結果、そのような条例の制定は全国的な流れとなり、平成２３年１０月１日、全都道府県で暴力団排除条例が施行されることとなりました。同条例は暴力団の影響力を排除することを目的としていて、犯罪の未然防止を図る狙いがあり、ほぼ全ての都道府県で事業主が暴力団員とわかっている者を雇用してはならないこと、また事業の契約、金銭の貸し借りを禁じるなどを規定しています。

近年では明確な組織や活動拠点を持たずに違法行為を行うなど、巧妙化・アンダーグランド化した「半グレ」と呼ばれる集団（暴力団と一般市民との中間にある存在として半分グレている、半分愚連隊という意味合い）の台頭や、海外マフィアや組織の実態が分かり辛く、単純に暴力団構成員・準構成員、企業舎弟・ フロント企業・任侠右翼団体等の確認を行うだけでは、真の意味で「反社会的勢力対策」が取られているとは言い難い状況にあります。改正暴力団対策法や暴力団排除条例で暴力団への規制が強まったなか、法の網に掛からない半グレ等が資金源を確立して勢力を拡大していった現状がある今は、そもそもの反社チェックに対する考え方や、調査手法にもそういった状況に適応したやり方を取り入れる必要があります。

弊社では独自の情報網から人物の経歴や風評、取引先や関係企業、役員や従業員、株主などのバックグランドの調査、それにより浮かび上がってきた人脈や交友関係、異性関係などから、人物像や素行の確認を行い、現状だけではなく潜在的な脅威を取り除く目的での反社チェックを行い、また各種専門家との連携や、必要に応じて専門家のご紹介を無料で行っております。

反社会的勢力問題の専門家の見解と対策

弁護士　峯岸優子　先生